

浜の活力再生プラン (第 2 期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	千葉県地域水産業再生委員会 夷隅地区部会
代表者名	夷隅地区部会長 畑中 英男 (御宿岩和田漁業協同組合代表理事組合長)

再生委員会の構成員	勝浦漁協、新勝浦市漁協、御宿岩和田漁協、夷隅東部漁協、勝浦市、御宿町、いすみ市、千葉県漁業協同組合連合会、千葉県 (勝浦水産事務所)
オブザーバー	千葉県水産総合研究センター

対象となる地域の範囲及び 漁業の種類	御宿町 (御宿岩和田漁協の地区) 磯根 (あま) 漁業 29 名 小型漁船漁業 28 名
-----------------------	--

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>本地域は、海岸線の大半を岩礁が占め、沖合で親潮と黒潮が交わる好条件に恵まれた豊かな漁場となっており、御宿岩和田漁協では、磯根でのあま漁やイセエビ網漁や、沖合でのキンメダイ立て縄漁、カツオ曳き縄漁、イカ釣り漁など小型漁船漁業が盛んに営まれている。</p> <p>また、古くから産地として全国に知られているアワビやイセエビのほか、近年水揚量が増えたキンメダイについては、その品質等の良さから外房あわび、外房イセエビ、外房つりきんめ鯛として千葉県から千葉ブランド水産物の認定を受けている。</p> <p>しかし、近年は、これまで中心的な魚種であったカツオ、スルメイカの不振が続いていることや、クロマグロの漁獲規制、燃油価格高騰による経費増大など、小型漁船漁業の経営を取り巻く環境は厳しさを増している。</p> <p>また、漁業経営を取り巻く環境の悪化などによる後継者の減少と併せて、高齢化による漁業の衰退が進行しており、漁船数は平成 25 年の 101 隻から平成 30 年には 78 隻まで減少している。</p>

(2) その他の関連する現状等

<p>御宿町は、アワビ、イセエビの産地と知られる他、童謡の「月の沙漠」の発祥の地として有名な御宿海岸を有し、夏場の海水浴客を中心に多くの観光客が訪れる観光地である。</p> <p>そこで、町観光協会などが中心となって、御宿産水産物を活用した観光イベントとして、平成 12 年から毎年 8～10 月に「おんじゅく伊勢えび祭り」を、平成 27 年からは毎年 3 月に「おんじ</p>

ゆく釣りキンメ祭り」を開催し、イセエビやキンメダイの試食や販売を行っている。

また、平成 21 年には特産のイセエビと友好都市のメキシコ・アカプルコ市にちなんだ町のゆるキャラ「エビアミーゴ」が誕生し、イセエビのイメージを活用したPRを行っている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

漁業収入向上のための取組

1. 水産資源物の適切な管理と維持増大

①アワビ輪採漁場の生産力向上

- ・魚礁協議会が主体となり、輪採漁場におけるアワビ礁の配置改善や定期的な漁場環境の確認、マダカアワビの成長に合わせた漁場運用方法の変更、マダカアワビ種苗の高い生残率が見込める大型種苗の放流に向けた陸上中間育成の検討、イセエビなどの食害生物の駆除などに取り組みにより、アワビ水揚量の増大を図る。

②栽培漁業と水産資源の適切な管理

- ・漁獲物の禁漁期間や体長制限の遵守など、栽培漁業や資源管理についての取組を進める（内容については別添のとおり）。
- ・県が策定する「第7次・第8次千葉県栽培漁業基本計画」に基づき、ヒラメ、マダイ等の種苗放流を行う。

2. 環境や生態系保全活動の積極的な推進

- ・アワビの餌となる海藻（アラメ・カジメ）が生育する海中林で、老成した海藻を間引き、海底に十分な光が届くよう管理に取り組み、生産性の高い海中林を維持する。
- ・水産事務所や水産総合研究センターの協力の下、藻場の現状把握（藻場のモニタリング）やブダイやアイゴなどの植食性魚類の持ち帰りや水揚げなど、藻場の保全活動に取り組む。

3. 6次産業化やブランド力の強化による販路拡大と魚価の向上

①6次産業化による魚価の向上

- ・魚価の向上を目指すため、小型漁船漁業で水揚げされる魚介類を原料とした粕漬けなどの加工品開発や製造販売に引き続き取り組むほか、新たに干物の製造販売に取り取り組む。

②販路の拡大

- ・製品の販路を拡大するため、引き続き町観光協会が主催する「おんじゆく伊勢えび祭り」や「おんじゆく釣りキンメ祭り」に参加し、PR販売を行うとともに、姉妹都市等での販売のほか、

ニーズのある飲食店向けの業務用商品製造などに取り組む。

- ・御宿町とふるさと納税返礼品としての取扱いを検討する。

4. 観光等と連携した地域水産物の知名度向上や消費拡大の取組推進

①地元観光イベントでのPR活動

- ・漁協は、地域水産物の知名度向上や消費拡大を図るため、引き続き町観光協会が主催する「おんじゅく伊勢えび祭り」や「おんじゅく釣りキンメ祭り」に参加し、PRを行うとともに、特産のカツオやサザエなど地域水産物についても、PRや千葉ブランド水産物の認定を目指して取り組む。

②広域連携によるPR活動

- ・夷隅地域に來訪する観光客や都市部の消費者に地域水産物を広く知ってもらい、消費拡大を進めるため、沿海4漁協（勝浦、新勝浦市、御宿岩和田、夷隅東部）で構成している夷隅水産会や、県、市町と連携したPRイベントを行う。

③地元水産物等の魅力発信

- ・ホームページやフェイスブック等を活用した情報発信については、町などと連携して魅力発信できるようにする。

5. 担い手の確保・育成

①新規漁業就業者の確保と育成

- ・漁協は、漁連や県、町及び教育機関と連携し、国や県の新規漁業就業者対策事業等を活用し、地域で次代の漁業の担い手となる新規漁業就業者の確保と育成を行う。

②地域を支える中核的漁業者の漁船・機器等の更新

- ・地域の中心となる中核的な漁船漁業者の収益力向上と適切な資源管理を両立させるため、浜の担い手漁船リース緊急事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業による漁船、機器等の導入を推進する。

6. 収益性の高い漁業経営の推進

①小型漁船漁業の多角経営化推進

- ・地域の小型漁船漁業において、主力の漁獲物であったスルメイカやカツオの記録的な不漁やクロマグロの漁獲制限などの影響により、キンメダイへの依存度が非常に高まっている。そこで単一魚種への過度な依存を防ぐため、秋～春にかけて来遊するサワラを曳縄漁で狙うことで、キンメダイへの依存を軽減するとともに、漁家経営の多角経営化を進める。
- ・また、サワラ資源の持続的な利用を図るため、禁漁日の設定など自主的な資源管理に取り組む。加えて、単価向上に向け、船上活〆処理などの鮮度保持による収入の向上にも取り組む。
- ・キンメダイ休漁期間（7～9月）には、一本釣りやアワビ、イセエビ刺網漁業など他の漁業にも従事し、安定した漁業体制の構築を図る。
- ・資源状況や魚価変動に応じて多様な漁業が営めるよう、技術の習得や習熟を進める。

7. 安全・安心な水産物の提供

①高鮮度保持技術の導入

・漁業者は、水産事務所や水産総合研究センター、専門家の指導助言を受けながら、サワラなどの船上における高鮮度保持技術（活〆）の導入を図り、魚価の向上を目指す。

②市場衛生管理の高度化

・漁協は、高度衛生管理マニュアルの策定を行い、市場における衛生管理に努めるとともに、漁業者や関係者は、マニュアルに基づいた水産物の取扱ルールを遵守し、安全安心な水産物の提供を行う。

漁業コスト削減のための取組

8. 燃油高騰対策

・漁協は、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を千葉県漁連等と共に促進する。

9. 省燃油活動の推進

・漁業者は、減速航行の徹底や係留中の機関停止、定期的な船底掃除による航行中の抵抗削減に取り組み、燃油消費量の削減を図る。

10. 省エネ機器の運用

・漁業者は、生産性の向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を図り、経費の削減を図る。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

漁獲努力量の削減に関しては、御宿岩和田漁業協同組合資源管理計画（漁獲物の体長制限、操業時間及び期間の制限、休漁措置等）を確実に履行するほか、以下の項目を遵守する。

- ・千葉県漁業調整規則 第37条（禁止期間等）
- ・御宿岩和田漁業協同組合漁業権行使規則（アワビの自主禁漁期間及び漁具・漁法の制限）
- ・千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合キンメ部会勝浦沖キンメ操業規約（キンメダイの操業時期、操業方法、操業時間、漁具・漁法の制限等）
- ・千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合キンメ部会大高根キンメ操業規約（キンメダイの操業時期、操業方法、操業時間、漁具・漁法の制限等）
- ・千葉県広域回遊資源管理計画（太平洋中ブロック キンメダイ）
- ・千葉県ヒラメ資源管理計画
- ・千葉県広域回遊資源管理計画（太平洋中ブロック マダイ）

詳細は別添「漁獲物の禁漁期間や体長制限の遵守など栽培漁業や資源管理についての取組について」のとおり

(4) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（令和3年度） 以下の取組により、1.1%の漁業所得向上を図る。

漁業収入向上のための取組	アワビ漁業、小型漁船漁業の漁業者が、漁協等と連携しつつ、以下の取組を実施する。取組内容は、取組の進捗状況や得られた成果等を踏まえ、必要
--------------	---

	<p>に応じて見直すこととする。</p> <p>1. 水産資源物の適切な管理と維持増大</p> <p>①アワビ輪採漁場の生産力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚礁協議会を定期的開催し、アワビ輪採漁場における課題を抽出し、順次対応する。 ・クロアワビ 4 年輪採漁場及びマダカアワビ造成漁場の漁場環境確認調査を年 1 回以上実施し、漁場の保守管理を行う。 ・クロアワビ 4 年輪採漁場のうち、3 番区のアワビ礁の配置改善及び食害生物の駆除を行い、種苗を放流する。 ・マダカアワビ造成漁場については、取上げを行うとともに、アワビ礁の配置改善を行う。 ・マダカアワビ種苗については、大型種苗での放流を行うため、海洋生物研究所と連携して、陸上水槽での中間育成に取り組む（入手種苗サイズ 20mm、2 千個 → 3 年度末 30mm、1.5 千個 → 4 年度末 45mm、1 千個）。 <p>②栽培漁業と水産資源の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁獲物の禁漁期間や体長制限の遵守など栽培漁業や資源管理についての取組を進める（内容については別添のとおり）。 ・漁協や漁業者は、「第 7 次・第 8 次千葉県栽培漁業基本計画」に基づき、ヒラメ、マダイ等の種苗放流を行う。 ・漁協は、資源管理計画の更新に向け、取組の自己点検を行い、次期資源管理計画の策定を漁業者とともに進める。 <p>2. 環境や生態系保全活動の積極的な推進</p> <p>①生産性の高い海中林の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮対策事業を活用して、アワビの餌となる海藻（アラメ・カジメ）が生育する海中林で、老成した海藻を間引き、海底に十分な光が届くよう管理を行うことにより、生産性の高い海中林を維持する。 ・漁業者は刺網等で漁獲されたブダイやアイゴなどの植食性魚類の持ち帰りまたは水揚げに取り組む。また藻場の様子を日頃から観察し、異状が認められた際には、漁協や水産事務所、水産総合研究センターに情報提供を行うとともに、藻場の保全に係る調査を実施する。 <p>3. 6 次産業化やブランド力の強化による販路拡大と魚価の向上</p> <p>① 6 次産業化による魚価の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、小型漁船漁業で漁獲される魚介類を用いた干物や粕漬け等の加工品開発と製造を行うほか、市場に水揚げされた魚介類の一部を原料として買上げ、単価の向上を図る。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の採算性を高めるため、商品製造工程やコストの見直しを行う。 <p>②販路の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、御宿町ふるさと納税返礼品としての取り扱いについて関係者と検討を行う。また姉妹都市における水産物や加工品等の販売について、関係者と連携して販売促進を進めるとともに、飲食店向けの業務用商品の製造に取り組むなど、販路の拡大に努める。 ・ECサイト運営方法等について県や町と検討を行い、体制の構築を目指す。 <p>4. 観光等と連携した地域水産物の知名度向上や消費拡大の取組推進</p> <p>①地元観光イベントでのPR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、千葉ブランド水産物認定品である外房イセエビについて、8～10月に開催される「おんじゅく伊勢えび祭り」、外房つりきんめ鯛については3月に開催される「おんじゅく釣りキンメ祭り」に積極的に参加してPRを行う。また、特産のカツオやサザエなど地域水産物についても、新たなイベントやフェアの開催や千葉ブランド水産物の認定を目指す。 <p>②広域連携によるPR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夷隅地域に來訪する観光客や都市部の消費者に地域水産物を広く知ってもらい、消費拡大を進めるため、沿海4漁協（勝浦、新勝浦市、御宿岩和田、夷隅東部）で構成している夷隅水産会や県、市町で広域連携PRイベントやフェアの開催を検討する。 <p>③地元水産物等の魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協や漁業者は、町や観光関連業者等と連携し、SNSを活用した地元水産物に関する情報発信に取り組む。 <p>5. 担い手の確保・育成</p> <p>①新規漁業就業者の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協と漁連は、県や町及び教育機関と連携し、国や県の新規漁業就業者対策事業等を活用し、地域で次代の担い手となる新規漁業就業者の確保と育成に取り組む。 <p>②地域を支える中核的漁業者の漁船・機器等の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、地域の中心となる中核的な漁船漁業者の収益力向上と適切な資源管理を両立させるため、浜の担い手漁船リース緊急事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業による漁船、機器等の導入を推進する。 <p>6. 収益性の高い漁業経営の推進</p> <p>①小型漁船漁業の多角経営化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、キンメダイ資源への過度な依存から脱却するため、秋～冬に來遊するサワラを狙う漁船隻数を増やす（基準年8隻 → 3年度10隻）。これによりサワラの水揚げがまとまることで、鮮魚単価を基準年の1%向上
--	---

	<p>(基準年 1,614 円/kg → 3 年度 1,630 円/kg) を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、キンメダイ休漁期間（7～9 月）には、あま漁やイセエビ刺網漁業など他の漁業に従事し、周年を通じ安定した収益の確保を目指すとともに、資源状況や魚価変動に応じて多様な漁業が営めるよう、技術の習得や習熟を進める。 <p>7. 安全・安心な水産物の提供</p> <p>①高鮮度保持技術の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、船上における高鮮度保持技術（活〆、保冷効果の高いクーラーボックスの使用など）の導入を図るため、水産総合研究センターや専門家による研修会に参加する。また今後必要となる資機材については購入を検討する。 <p>②市場衛生管理の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、県や関係団体の指導助言を受けながら、高度衛生管理マニュアルの策定を行い、衛生管理を行う。また水揚げや荷捌時における水揚物の取扱ルールについて、漁業者や関係者に周知を行う。
漁業コスト削減のための取組	<p>8. 燃油高騰対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を千葉県漁連等と共に促進する。 <p>9. 省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、減速航行の徹底や係留中の機関停止、定期的な船底掃除による航行中の抵抗削減に取組、燃油消費量の削減を図る。 <p>10. 省エネ機器の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、生産性の向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を図り、経費の削減を図る。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮対策事業 ・漁業の担い手確保・育成事業 ・浜の担い手漁船リース緊急事業 ・漁業経営セーフティーネット構築事業 ・競争力強化型機器等導入対策事業 ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業

2 年目（令和 4 年度） 以下の取組により、2.9%の漁業所得向上を図る。

漁業収入向上のための取組	<p>1. 水産資源物の適切な管理と維持増大</p> <p>①アワビ輪採漁場の生産力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚礁協議会を定期的開催し、アワビ輪採漁場における課題を抽出し、順次対応する。
--------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・クロアワビ 4 年輪採漁場及びマダカアワビ造成漁場の漁場環境確認調査を年 1 回以上実施し、漁場の保守管理を行う。 ・クロアワビ 4 年輪採漁場のうち、4 番区のアワビ礁の配置改善及び食害生物の駆除を行い、種苗を放流する。 ・マダカアワビ種苗については、3 年度に開始した海洋生物研究所での中間育成を引き続き継続し、年度末までに大型種苗として放流を行う（3 年度末 30mm、1.5 千個 → 4 年度末 45mm、1 千個 なお、取り上げは予定どおり 9 年度に行うが、マダカ銘柄（700g 以上）まで成長していないアワビについては、協議会において、対処を検討する）。 ・4 年度に新たに入手したマダカアワビ種苗については、前年度同様、海洋生物研究所と連携して、陸上での中間育成を実施する。（種苗サイズ 20mm、2 千個 → 4 年度末 30mm、1.5 千個） <p>②栽培漁業と水産資源の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁獲物の禁漁期間や体長制限の遵守など栽培漁業や資源管理についての取組を進める（内容については別添のとおり）。 ・漁協や漁業者は、「第 8 次千葉県栽培漁業基本計画」に基づき、ヒラメ、マダイ等の種苗放流を行う。 <p>2. 環境や生態系保全活動の積極的な推進</p> <p>①生産性の高い海中林の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、アワビの餌となる海藻（アラメ・カジメ）が生育する海中林で、老成した海藻を間引き、海底に十分な光が届くよう管理を行い、生産性の高い海中林を維持する。 ・漁業者は刺網等で漁獲された植食性魚類（ブダイやアイゴ、イスズミ、ニザダイ）の全数持ち帰りまたは水揚げに取り組む。また藻場の様子を日頃から観察し、異状が認められた際には、漁協や水産事務所、水産総合研究センターに情報提供を行うとともに、藻場の保全に係る調査を実施する。 <p>3. 6 次産業化やブランド力の強化による販路拡大と魚価の向上</p> <p>①6 次産業化による魚価の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、引き続き小型漁船漁業で漁獲される魚介類を用いた干物や粕漬け等の加工品開発と製造を行うほか、市場に水揚げされた魚介類の一部を原料として買上げ、単価の向上を図る。 <p>②販路の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、御宿町ふるさと納税返礼品や飲食店向け業務用商品の製造に取り組むほか、姉妹都市での水産物や加工品等の販売 PR を行い、販路の拡大に努める。 ・EC サイト運営体制の構築を行い、試験的な取り扱いを開始する。また漁協
--	---

	<p>職員は、ネット販売に係る研修会に参加し、専属の担当者の育成に努める。</p> <p>4. 観光等と連携した地域水産物の知名度向上や消費拡大の取組推進</p> <p>①地元観光イベントでのPR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、千葉ブランド水産物認定品である外房イセエビについて、8～10月に開催される「おんじゅく伊勢えび祭り」、外房つりきんめ鯛については3月に開催される「おんじゅく釣りキンメ祭り」に積極的に参加してPRを行う。また、特産のカツオやアワビ、サザエなど地域水産物についても、新たなイベントやフェアの開催や千葉ブランド水産物の認定を目指す。 <p>②広域連携によるPR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夷隅地域に來訪する観光客や都市部の消費者に地域水産物を広く知ってもらい、消費拡大を進めるため、沿海4漁協（勝浦、新勝浦市、御宿岩和田、夷隅東部）で構成している夷隅水産会や県、市町で広域連携PRイベントやフェアを開催する。 <p>③地元水産物等の魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協や漁業者は、引き続き情報の発信を行う。 <p>5. 担い手の確保・育成</p> <p>①新規漁業就業者の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協と漁連は、引き続き地域で次代の漁業の担い手となる新規漁業就業者の確保と育成を行う。 <p>②地域を支える中核的漁業者の漁船・機器等の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、引き続き、浜の担い手漁船リース緊急事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業による漁船、機器等の導入を推進する。 <p>6. 収益性の高い漁業経営の推進</p> <p>①小型漁船漁業の多角経営化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、キンメダイ資源への過度な依存から脱却するため、秋～冬に來遊するサワラを狙う漁船隻数を増やす（基準年8隻 → 4年度12隻）。これによりサワラの水揚げがまとまることで、鮮魚単価を基準年の2%向上（基準年1,614円/kg → 4年度1,646円/kg）を目指す。 ・漁業者は、キンメダイ休漁期間（7～9月）には、あま漁やイセエビ刺網漁業など他の漁業に従事し、周年を通じ安定した収益の確保を図るとともに、資源状況や魚価変動に応じて多様な漁業が営めるよう、技術の習得や習熟を進める。 <p>7. 安全・安心な水産物の提供</p> <p>①高鮮度保持技術の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、船上における高鮮度保持技術（活〆、保冷効果の高いクーラーボックスの使用など）の導入に向けた習熟を開始する。
--	---

	<p>②市場衛生管理の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、前年に策定した高度衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理を行う。市場に出入りする漁業者や関係者は、水揚げや荷捌時における水揚物の取扱ルールを遵守する。
漁業コスト削減のための取組	<p>8. 燃油高騰対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、引き続き漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を千葉県漁連等と共に促進する。 <p>9. 省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、引き続き減速航行の徹底や係留中の機関停止、定期的な船底掃除による航行中の抵抗削減に取り組み、燃油消費量の削減を図る。 <p>10. 省エネ機器の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、引き続き生産性の向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を図り、経費の削減に努める。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮対策事業 ・漁業の担い手確保・育成事業 ・浜の担い手漁船リース緊急事業 ・漁業経営セーフティーネット構築事業 ・競争力強化型機器等導入対策事業 ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業

3年目（令和5年度） 以下の取組により、5.8%の漁業所得向上を図る。

漁業収入向上のための取組	<p>1. 水産資源物の適切な管理と維持増大</p> <p>①アワビ輪採漁場の生産力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚礁協議会を定期的開催し、アワビ輪採漁場における課題を抽出し、順次対応する。 ・クロアワビ4年輪採漁場及びマダカアワビ造成漁場の漁場環境確認調査を年1回以上実施し、漁場の保守管理を行う。 ・クロアワビ4年輪採漁場のうち、1番区の取り上げを行う。また取り上げ後はアワビ礁の配置改善及び食害生物の駆除を行い、種苗を放流する。 ・マダカアワビ種苗については、4年度に開始した海洋生物研究所での中間育成を引き続き継続し、年度末までに大型種苗として放流を行う（4年度末30mm、1.5千個 → 5年度末45mm、1千個 なお、取り上げは予定どおり9年度に行うが、マダカ銘柄（700g以上）まで成長していないアワビについては、協議会において、対処を検討する）。 ・5年度に新たに入手したマダカアワビ種苗については、前年度同様、海洋生物研究所と連携して、陸上での中間育成を実施する。（種苗サイズ20mm、
--------------	---

	<p>2千個 → 5年度末 30mm、1.5千個)</p> <p>②栽培漁業と水産資源の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁獲物の禁漁期間や体長制限の遵守など栽培漁業や資源管理についての取組を進める（内容については別添のとおり）。 ・漁協や漁業者は、「第8次千葉県栽培漁業基本計画」に基づき、ヒラメ、マダイ等の種苗放流を行う <p>2. 環境や生態系保全活動の積極的な推進</p> <p>①生産性の高い海中林の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、アワビの餌となる海藻（アラメ・カジメ）が生育する海中林で、老成した海藻を間引き、海底に十分な光が届くよう管理を行い、生産性の高い海中林を維持する。 ・漁業者は刺網等で漁獲された植食性魚類（ブダイやアイゴ、イスズミ、ニザダイ）の全数持ち帰りまたは水揚げに取り組む。また藻場の様子を日頃から観察し、異状が認められた際には、漁協や水産事務所、水産総合研究センターに情報提供を行うとともに、藻場の保全に係る調査を実施する。 <p>3. 6次産業化やブランド力の強化による販路拡大と魚価の向上</p> <p>①6次産業化による魚価の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、引き続き小型漁船漁業で漁獲される魚介類を用いた干物や粕漬け等の加工品開発と製造を行うほか、市場に水揚げされた魚介類の一部を原料として買上げ、単価の向上を図る。 <p>②販路の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、引き続き御宿町ふるさと納税返礼品や飲食店向け業務用商品の製造に取り組むほか、姉妹都市での水産物や加工品等の販売PRを行い、販路の拡大に努める。 ・ECサイトの運営を開始する。また漁協職員は、ネット販売に係る研修会に参加し、専属の担当者の育成に努める。 <p>4. 観光等と連携した地域水産物の知名度向上や消費拡大の取組推進</p> <p>①地元観光イベントでのPR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、千葉ブランド水産物認定品である外房イセエビについて、8～10月に開催される「おんじゅく伊勢えび祭り」、外房つりきんめ鯛については3月に開催される「おんじゅく釣りキンメ祭り」に積極的に参加してPRを行う。また、特産のカツオやアワビ、サザエなど地域水産物についても、新たなイベントやフェアの開催や千葉ブランド水産物の認定を目指す。 <p>②広域連携によるPR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夷隅地域に来訪する観光客や都市部の消費者に地域水産物を広く知ってもらい、消費拡大を進めるため、沿海4漁協（勝浦、新勝浦市、御宿岩和田、
--	--

	<p>夷隅東部) で構成している夷隅水産会や県、市町で広域連携PRイベントやフェアを開催する。</p> <p>③地元水産物等の魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協や漁業者は、引き続き情報の発信を行う。 <p>5. 担い手の確保・育成</p> <p>①新規漁業就業者の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協と漁連は、引き続き地域で次代の漁業の担い手となる新規漁業就業者の確保と育成を行う。 <p>②地域を支える中核的漁業者の漁船・機器等の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、引き続き、浜の担い手漁船リース緊急事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業による漁船、機器等の導入を推進する。 <p>6. 収益性の高い漁業経営の推進</p> <p>①小型漁船漁業の多角経営化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、キンメダイ資源への過度な依存から脱却するため、秋～冬に来遊するサワラを狙う漁船隻数を増やす(基準年 8 隻 → 5 年度 16 隻)。これによりサワラの水揚げがまとまることで、鮮魚単価を基準年の 3% 向上(基準年 1,614 円/kg → 5 年度 1,662/kg) を目指す。 ・サワラ資源の持続的な利用や豊漁による値崩れを最小限に抑えるため、国の資源評価を参考にして、漁業者は、自主的に漁獲量の上限(900kg/年) を定め、遵守する。 ・漁業者は、キンメダイ休漁期間(7～9 月) には、あま漁やイセエビ刺網漁業など他の漁業に従事し、周年を通じ安定した収益の確保を図るとともに、資源状況や魚価変動に応じて多様な漁業が営めるよう、技術の習得や習熟を進める。 <p>7. 安全・安心な水産物の提供</p> <p>①高鮮度保持技術の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、船上における高鮮度保持処理(活〆、保冷効果の高いクーラーボックスの使用など) を施したサワラの水揚げを開始し(サワラ全水揚量の 20% を想定)、これらについて単価の 5% 向上(基準年 1,614 円/kg → 5 年度 1,694 円/kg) を目指す。 ・漁業者は、引き続き船上における高鮮度保持技術の導入や習熟に取り組む。 <p>②市場衛生管理の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き漁協は、策定した高度衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理を行う。また市場に出入りする漁業者や関係者は、水揚げや荷捌時における水揚物の取扱ルールを遵守する。
漁業コスト削減	8. 燃油高騰対策

<p>のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を千葉県漁連等と共に促進する。 9. 省燃油活動の推進 ・漁業者は、引き続き減速航行の徹底や係留中の機関停止、定期的な船底掃除による航行中の抵抗削減に取組、燃油消費量の削減を図る。 10. 省エネ機器の運用 ・漁業者は、引き続き生産性の向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を図り、経費の削減に努める。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮対策事業 ・漁業の担い手確保・育成事業 ・浜の担い手漁船リース緊急事業 ・漁業経営セーフティーネット構築事業 ・競争力強化型機器等導入対策事業 ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業

4年目（令和6年度） 以下の取組により、8.2%の漁業所得向上を図る。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1. 水産資源物の適切な管理と維持増大</p> <p>①アワビ輪採漁場の生産力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚礁協議会を定期的開催し、アワビ輪採漁場における課題を抽出し、順次対応する。 ・クロアワビ4年輪採漁場及びマダカアワビ造成漁場の漁場環境確認調査を年1回以上実施し、漁場の保守管理を行う。 ・クロアワビ4年輪採漁場のうち、2番区の取り上げを行う。また取り上げ後はアワビ礁の配置改善及び食害生物の駆除を行い、種苗を放流する。 ・マダカアワビ種苗については、5年度に開始した海洋生物研究所での中間育成を引き続き継続し、年度末までに大型種苗として放流を行う（5年度末30mm、1.5千個 → 6年度末45mm、1千個 なお、取り上げは予定どおり9年度に行うが、マダカ銘柄（700g以上）まで成長していないアワビについては、協議会において、対処を検討する）。 ・6年度に新たに入手したマダカアワビ種苗については、前年度同様、海洋生物研究所と連携して、陸上での中間育成を実施する。（種苗サイズ20mm、2千個 → 6年度末30mm、1.5千個） <p>②栽培漁業と水産資源の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁獲物の禁漁期間や体長制限の遵守など栽培漁業や資源管理についての取組を進める（内容については別添のとおり）。 ・漁協や漁業者は、「第8次千葉県栽培漁業基本計画」に基づき、ヒラメ、マ
---------------------	--

	<p>ダイ等の種苗放流を行う。</p> <p>2. 環境や生態系保全活動の積極的な推進</p> <p>①生産性の高い海中林の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、アワビの餌となる海藻（アラメ・カジメ）が生育する海中林で、老成した海藻を間引き、海底に十分な光が届くよう管理を行い、生産性の高い海中林を維持する。 ・漁業者は刺網等で漁獲された植食性魚類（ブダイやアイゴ、イスズミ、ニザダイ）の全数持ち帰りまたは水揚げに取り組む。また藻場の様子を日頃から観察し、異状が認められた際には、漁協や水産事務所、水産総合研究センターに情報提供を行うとともに、藻場の保全に係る調査を実施する。 <p>3. 6次産業化やブランド力の強化による販路拡大と魚価の向上</p> <p>①6次産業化による魚価の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、引き続き小型漁船漁業で漁獲される魚介類を用いた干物や粕漬け等の加工品開発と製造を行うほか、市場に水揚げされた魚介類の一部を原料として買上げ、単価の向上を図る。 <p>②販路の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、引き続き御宿町ふるさと納税返礼品や飲食店向け業務用商品の製造に取り組むほか、姉妹都市での水産物や加工品等の販売PRを行い、販路の拡大に努める。 ・ECサイトの運営に継続して取り組む。また漁協職員は、ECネット運営に係る研修会に参加し、専属の担当者の育成に努めるほか、優良なECサイトの運営を参考にした販売力の向上を目指す。 <p>4. 観光等と連携した地域水産物の知名度向上や消費拡大の取組推進</p> <p>①地元観光イベントでのPR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、千葉ブランド水産物認定品である外房イセエビについて、8～10月に開催される「おんじゅく伊勢えび祭り」、外房つききんめ鯛については3月に開催される「おんじゅく釣りキンメ祭り」に積極的に参加してPRを行う。また、特産のカツオやアワビ、サザエなど地域水産物についても、新たなイベントやフェアの開催や千葉ブランド水産物の認定を目指す。 <p>②広域連携によるPR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夷隅地域に来訪する観光客や都市部の消費者に地域水産物を広く知ってもらい、消費拡大を進めるため、沿海4漁協（勝浦、新勝浦市、御宿岩和田、夷隅東部）で構成している夷隅水産会や県、市町で広域連携PRイベントやフェアを開催する。 <p>③地元水産物等の魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協や漁業者は、引き続き情報の発信を行う。
--	---

	<p>5. 担い手の確保・育成</p> <p>①新規漁業就業者の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協と漁連は、引き続き地域で次代の漁業の担い手となる新規漁業就業者の確保と育成を行う。 <p>②地域を支える中核的漁業者の漁船・機器等の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、引き続き、浜の担い手漁船リース緊急事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業による漁船、機器等の導入を推進する。 <p>6. 収益性の高い漁業経営の推進</p> <p>①小型漁船漁業の多角経営化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、キンメダイ資源への過度な依存から脱却するため、秋～冬に来遊するサワラを狙う（基準年 8 隻 → 6 年度 16 隻）。これによりサワラの水揚げがまとまることで、鮮魚単価を基準年の 4% 向上（基準年 1,614 円/kg → 6 年度 1,678/kg）を目指す。 ・サワラ資源の持続的な利用や豊漁による値崩れを最小限に抑えるため、国の資源評価を参考にして、漁業者は、自主的に漁獲量の上限（900kg/年）を定め、遵守する。 ・漁業者は、キンメダイ休漁期間（7～9 月）には、あま漁やイセエビ刺網漁業など他の漁業に従事し、周年を通じ安定した収益の確保を図るとともに、資源状況や魚価変動に応じて多様な漁業が営めるよう、技術の習得や習熟を進める。 <p>7. 安全・安心な水産物の提供</p> <p>①高鮮度保持技術の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、船上における高鮮度保持処理（活氷、保冷効果の高いクーラーボックスの使用など）を施したサワラの水揚げを増加させる（サワラ全水揚げ量の 30% を想定）。これらについて単価の 10% 向上（基準年 1,614 円/kg → 6 年度 1,775 円/kg）を目指す。 ・漁業者は、引き続き船上における高鮮度保持技術の導入や習熟に取り組む。 <p>②市場衛生管理の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き漁協は、策定した高度衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理を行う。また市場に出入りする漁業者や関係者は、水揚げや荷捌時における水揚物の取扱ルールを遵守する。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>8. 燃油高騰対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、引き続き漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を千葉県漁連等と共に促進する。 <p>9. 省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、引き続き減速航行の徹底や係留中の機関停止、定期的な船底掃

	<p>除による航行中の抵抗削減に取組、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>10. 省エネ機器の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、生産性の向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を図り、経費の削減に努める。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮対策事業 ・漁業の担い手確保・育成事業 ・浜の担い手漁船リース緊急事業 ・漁業経営セーフティネット構築事業 ・競争力強化型機器等導入対策事業 ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業

5年目（令和7年度） 以下の取組により、10.7%の漁業所得向上を図る。

漁業収入向上のための取組	<p>1. 水産資源物の適切な管理と維持増大</p> <p>①アワビ輪採漁場の生産力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚礁協議会を定期的開催し、アワビ輪採漁場における課題を抽出し、順次対応する。 ・クロアワビ4年輪採漁場及びマダカアワビ造成漁場の漁場環境確認調査を年1回以上実施し、漁場の保守管理を行う。 ・クロアワビ4年輪採漁場のうち、3番区の取り上げを行う。また取り上げ後はアワビ礁の配置改善及び食害生物の駆除を行い、種苗を放流する。 ・マダカアワビ種苗については、6年度に開始した海洋生物研究所での中間育成を引き続き継続し、年度末までに大型種苗として放流を行う（6年度末30mm、1.5千個 → 7年度末45mm、1千個 なお、取り上げは予定どおり9年度に行うが、マダカ銘柄（700g以上）まで成長していないアワビについては、協議会において、対処を検討する）。 ・7年度に新たに入手したマダカアワビ種苗については、昨年度同様、海洋生物研究所と連携して、陸上での中間育成を実施する。（種苗サイズ20mm、2千個 → 7年度末30mm、1.5千個） <p>②栽培漁業と資源管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、漁獲物の禁漁期間や体長制限の遵守など栽培漁業や資源管理についての取組を進める（内容については別添のとおり）。 ・漁協や漁業者は、「第8次千葉県栽培漁業基本計画」に基づき、ヒラメ、マダイ等の種苗放流を行う。 <p>2. 環境や生態系保全活動の積極的な推進</p> <p>①生産性の高い海中林の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、アワビの餌となる海藻（アラメ・カジメ）が生育する海中林で、
--------------	--

	<p>老成した海藻を間引き、海底に十分な光が届くよう管理を行い、生産性の高い海中林を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は刺網等で漁獲された植食性魚類（ブダイやアイゴ、イスズミ、ニザダイ）の全数持ち帰りまたは水揚げに取り組む。また藻場の様子を日頃から観察し、異状が認められた際には、漁協や水産事務所、水産総合研究センターに情報提供を行うとともに、藻場の保全に係る調査を実施する。 <p>3. 6次産業化やブランド力の強化による販路拡大と魚価の向上</p> <p>①6次産業化による魚価の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、引き続き小型漁船漁業で漁獲される魚介類を用いた干物や粕漬け等の加工品開発と製造を行うほか、市場に水揚げされた魚介類の一部を原料として買上げ、単価の向上を図る。 <p>②販路の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、引き続き御宿町ふるさと納税返礼品や飲食店向け業務用商品の製造に取り組むほか、姉妹都市での水産物や加工品等の販売PRを行い、販路の拡大に努める。 ・ECサイトの運営に継続して取り組む。また漁協職員は、ECネット運営に係る研修会に参加し、専属の担当者の育成に努めるほか、消費者ニーズに対応した品揃え、商品開発を進める。 <p>4. 観光等と連携した地域水産物の知名度向上や消費拡大の取組推進</p> <p>①地元観光イベントでのPR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、千葉ブランド水産物認定品である外房イセエビについて、8～10月に開催される「おんじゅく伊勢えび祭り」、外房つきんめ鯛については3月に開催される「おんじゅく釣りキンメ祭り」に積極的に参加してPRを行う。また、特産のカツオやアワビ、サザエなど地域水産物についても、新たなイベントやフェアを開催するほか、千葉ブランド水産物の認定要件が整い次第、認定申請を行い、認定を受ける。 <p>②広域連携によるPR活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夷隅地域に来訪する観光客や都市部の消費者に地域水産物を広く知ってもらい、消費拡大を進めるため、沿海4漁協（勝浦、新勝浦市、御宿岩和田、夷隅東部）で構成している夷隅水産会や県、市町で広域連携PRイベントやフェアを開催する。 <p>③地元水産物等の魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協や漁業者は、引き続き情報の発信を行う。 <p>5. 担い手の確保・育成</p> <p>①新規漁業就業者の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協と漁連は、引き続き地域で次代の漁業の担い手となる新規漁業就業者
--	---

	<p>の確保と育成を行う。</p> <p>②地域を支える中核的漁業者の漁船・機器等の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、引き続き、浜の担い手漁船リース緊急事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業による漁船、機器等の導入を推進する。 <p>6. 収益性の高い漁業経営の推進</p> <p>①小型漁船漁業の多角経営化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、キンメダイ資源への過度な依存から脱却するため、秋～冬に来遊するサワラを狙う（基準年 8 隻 → 7 年度 16 隻）。これによりサワラの水揚げがまとまることで、鮮魚単価を基準年の 5% 向上（基準年 1,614 円/kg → 7 年度 1,694/kg）を目指す。 ・サワラ資源の持続的な利用や豊漁による値崩れを最小限に抑えるため、国の資源評価を参考にして、漁業者は、自主的に漁獲量の上限（900kg/年）を定め、遵守する。 ・漁業者は、キンメダイ休漁期間（7～9 月）には、あま漁やイセエビ刺網漁業など他の漁業に従事し、周年を通じ安定した収益の確保を図るとともに、資源状況や魚価変動に応じて多様な漁業が営めるよう、技術の習得や習熟を進める。 <p>7. 安全・安心な水産物の提供</p> <p>①高鮮度保持技術の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、船上における高鮮度保持処理（活〆、保冷効果の高いクーラーボックスの使用など）を施したサワラの水揚げをさらに増やす（サワラ全水揚量の 40% を想定）。これらについて単価の 15% 向上（基準年 1,614 円/kg → 7 年度 1,856 円/kg）を目指す。 ・漁業者は、他の漁獲物の船上高鮮度保持処理にも取り組み、単価の向上を図る。 <p>②市場衛生管理の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き漁協は、策定した高度衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理を行う。また市場に出入りする漁業者や関係者は、水揚げや荷捌時における水揚物の取扱ルールを遵守する。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>8. 燃油高騰対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、引き続き漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を千葉県漁連等と共に促進する。 <p>9. 省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、引き続き減速航行の徹底や係留中の機関停止、定期的な船底掃除による航行中の抵抗削減に取り組み、燃油消費量の削減を図る。 <p>10. 省エネ機器の運用</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、生産性の向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を図り、経費の削減に努める。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・水産多面的機能発揮対策事業 ・漁業の担い手確保・育成事業 ・浜の担い手漁船リース緊急事業 ・漁業経営セーフティネット構築事業 ・競争力強化型機器等導入対策事業 ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業

(5) 関係機関との連携

<ul style="list-style-type: none"> ・各取組の効果が十分に発現されるよう、漁協は、行政（千葉県、御宿町）、系統団体（千葉県漁業協同組合連合会等）、地域団体（夷隅水産会）との連携を図る。 ・また地域の異業種事業者とも十分に協議・連携して地域の活性化や地産地消を推進する。

4 目標

(1) 所得目標

漁業所得の向上 10%以上	基準年	平成 27～令和元年度の 5 中 3 平均 漁業所得（漁業者 1 人当たり）	千円／人
	目標年	令和 7 年度 漁業所得（漁業者 1 人当たり）	千円／人

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

(3) 所得目標以外の成果目標

輪採漁場導入によるアワビ水揚量	基準年	平成 27～令和元年度（5 中 3 平均）： 0 k g
	目標年	令和 7 年度： 240 k g
小型漁船漁業の多角経営化の推進や高鮮度保持、市場の衛生管理等の取組による漁獲物全体の平均単価向上	基準年	平成 27～令和元年度（5 中 3 平均）単価： 1,582 円／k g
	目標年	令和 7 年度： 1,729 円／k g

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

収入向上の主たる取組である輪採漁場導入によるアワビ水揚量増大と小型漁船漁業の多角経営化の推進等による漁船漁業水揚物（アワビ以外の魚種全体）の平均単価を指標とした。
詳細は別添資料のとおり

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産多面的機能発揮対策事業	・海中林の老成した海藻（アラメ・カジメ）を間引くことにより、海中林の更新とアワビの餌料となる小型海藻の生産量を増大させることにより、アワビ資源の増大と所得の向上を図る。 ・藻場の保全に向け、漁業者が取り組む、植食性魚類の駆除や海藻増大にむけた活動を支援し、健全な藻場を維持するとともに、磯根資源の維持増大を図る。
漁業の担い手確保・育成事業	地域で次代の漁業の担い手となる新規就業者の育成と確保を行い、漁業所得の向上を図る。
浜の担い手漁船リース緊急事業	中核的漁業者への漁船リースの取組を支援し、経営体質を強化、漁業所得向上を図る。
漁業経営セーフティネット構築事業	燃油高騰による漁業経費の増加に備えることにより、漁業収入の安定化を図り、漁業所得を確保する。
競争力強化型機器等導入対策事業	生産性の向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器等を導入することにより、漁業支出の軽減を図り、漁業所得を向上させる。
水産業成長産業化沿岸地域創出事業	収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援し、漁業所得の向上を図る。